

平成28年度第1回 千葉県国土利用計画地方審議会 議事録

開催日時：平成28年11月18日（金）
午後1時28分から2時37分
開催場所：ホテルプラザ菜の花 4階 楨

<p>司 会</p>	<p>それでは、定刻より若干早いですが、皆様お集まりいただきましたので、ただいまから平成28年度第1回千葉県国土利用計画地方審議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めます政策企画課地域政策班の石井と申します。よろしく願い申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、遠山総合企画部長から御挨拶申し上げます。</p>
<p>総合企画 部 長</p>	<p>千葉県総合企画部長の遠山でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、本審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より、本県の土地利用行政の円滑・適正な推進に御指導と御協力を賜り、感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日の議案ですが、千葉県土地利用基本計画の変更案について御審議をお願いいたします。内容といたしましては、知事より諮問させていただきました、土地区画整理事業の実施による農業地域の縮小の案件について、本日の審議会にて答申案を決定していただきたいと考えています。この答申を踏まえ、来春の土地利用基本計画の変更を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>また、本日は、国土交通省の方がお見えになられておりますので、後ほど本年10月に示された土地利用基本計画制度の今後のあり方に関する検討状況について説明させていただきます。</p> <p>本日の議題は、引き続き適切な県土利用を推進するうえで重要な事項と考えておりますので、皆様の専門的な知見から御指導を賜りますよう、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(総合企画部長 公務により退席)</p>
<p>司 会</p>	<p>続きまして、お配りしております資料を確認させていただきます。</p> <p>お手元、順を追って、御説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 座席表 ・ 資料1 千葉県土地利用基本計画の変更について 別添の千葉県の土地利用基本計画図（変更案） ・ 資料2 土地利用基本計画制度に関する検討会 中間とりまとめ概要 ・ 資料3 土地利用基本計画制度のあり方について 中間とりまとめ ・ 参考1 千葉県国土利用計画地方審議会について

	<p>・参考2 千葉県土地利用基本計画について 以上でございます。配付漏れ等ございませんでしょうか。 続きまして、本日の出席委員数を御報告申し上げます。 本日の審議会には、ただいま、13名の委員の皆様方の出席をいただいております。</p> <p>これは、委員定数18名の半数以上を満たしておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>なお、本審議会は、千葉県情報公開条例第27条の3の規定によりまして、公開することとされております。また、審議会の議事録につきましても後日公開する予定でございますので、御了承願います。</p> <p>では、これからの会議の進行につきましては、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。北原会長よろしくお願いたします。</p>
北原会長	<p>お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。先ほど部長の挨拶にもありましたように、今日は千葉県土地利用基本計画の変更案について、御審議をいただきます。答申案を決定することとしておりますので、よろしくお願いたします。審議会としては今回の変更を通じて、千葉県における国土利用の適正な推進を図っていきたく思っておりますので、それぞれ御専門のお立場からよろしく御意見のほどお願いたします。</p> <p>また、今日は国土交通省から、福島専門調査官がお見えになって土地利用基本計画制度のあり方に関する検討状況についてお話をされるということですので、後ほどお願いたします。</p>
	<p>それでは議事の審議に入ります。</p> <p>はじめに、報道関係者と傍聴者の参加について確認します。今日の審議会に報道関係者及び傍聴者は参加していますか。</p>
司 会	<p>本日の審議会には、報道関係者、傍聴者はおりません。</p>
北原会長	<p>それでは、早速審議に入ります。審議に先立ちまして、議事録署名人の選任をお願いしたいと思います。差し支えなければ、慣例に従って、私からお願してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
北原会長	<p>それでは、池邊委員と志賀委員にお願いしたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。今日の議事は、知事から諮問のありました「千葉県土地利用基本計画の変更について」です。事務局から説明をお願いたします。</p>

事務局	(事務局説明)
北原会長	どうも御苦労さまでした。それでは審議をお願いします。 御質問、御意見のある方は発言をお願いいたします。 はい。島田委員、お願いします。
島田委員	3 h a 減った分はどこかに増えないのですか。
北原会長	事務局、お願いします。
事務局	今回の農業地域の縮小ということになりますけれども、こちらの地域につきましても、先ほど担当から説明を申し上げましたけれども、お手元、4 ページの図面、黄色の部分に変更箇所ということになってございます。こちらにつきましても都市地域と農業地域が元々重複をしているところでございます。今回の変更につきましても、農業地域の縮小ということになってございまして、縮小したその3 h aにつきましても、元々都市地域ということになってございますけれども、その都市地域につきましても、土地区画整理事業を行いましても、将来的には宅地になるということになってございまして、以上でございます。
北原会長	よろしいでしょうか。 他にいかがでしょうか。はい、お願いします。
秋林委員	今のご説明の4 ページの地図を見ますと、一団の農業地域がありますけれども、その中で今回一部だけ変更するということですが、この一部だけ変更する地域、地元の要望というのが大前提としてあると思いますが、この部分だけ変更することについての、妥当性と言いますか、逆に言えば、残った分については、変更しないということになりますけれども、そのあたりの妥当性はどうかということをお教えいただきたいと思っております。以上です。
北原会長	はい。事務局お願いします。
農地・農村振興課	はい。農地・農村振興課と申します。よろしくお願ひいたします。 私どもの方では、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法、それから農地法を担当しております。 今回の農業振興地域の縮小ということになります。まず土地区画整理事業を実施されるということで、これが農業振興地域の中で実施したいというお話ですので、当方といたしましてもその中で実施することが妥当なのかということ、習志野市ともいろいろ協議してきたところでございます。まず、市街化区域の中で実施できないかということ、いくつか候補地について御検討されたところですが、それぞれにおいてやはり、利活用

	<p>のものがあるということで、どうしても農業振興地域の中で実施したいということでございました。それから、当方としましては優良な農地の確保という観点から、この農業振興地域の中でも更に優良農地を確保して農業を振興する区域を、3ページにありますけれども農用地区域と言いまして、これは市町村が決めている区域でございます。こちらについては最優先で確保していくこととなりますが、今回の地域は農業振興地域の中でも農用地区域に入っていない、いわゆる農振白地というふうに言われております地域となります。したがいまして、農業振興地域の中でもやむを得ない地域であるということで、市ともいろいろと協議した中で、今回除外ということについてはやむを得ないということで判断してございます。</p>
北原会長	<p>他にいかがでしょうか。はい。岡委員お願いします。</p>
岡委員	<p>説明の補足をしていただきたいのですが、1ページ目で五地域に区分されておりますけれども、その統計が185%、これは県面積の2倍弱になりますけれども、その補足がなかったのでお願いいたします。</p>
北原会長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>こちらは土地利用基本計画に定めます五地域の区分ということでございまして、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五種類の地域ということでございます。こちらにつきましましては、それぞれ根拠法令があり、それぞれ規制等をかけてございまして、これを基に都市地域、農業地域等を定めているところでございます。委員の方から御質問ございました県面積の約1.8倍の面積があることにつきましましては、都市地域と農業地域が重複しているところや、農業地域や森林地域が重複しているところ、今回の案件につきましても、都市地域と農業地域が重複しており、五地域の面積を合計すると1.8倍の面積ということになります。</p>
北原会長	<p>よろしいですか。何かほかにございますか。</p>
岡委員	<p>重複で約1.8倍ということですが、県の全区域の実態はどこを見ればわかりますか。</p>
北原会長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>具体的な重複がどうなっているかということになりますと、今回諮問させていただいております土地利用基本計画の図面が内容を示しています。今回、お手元にお配りしていませんが、今、私がお示ししている図面が千葉市から市原市、茂原市等にかけての図面になっております。県が六分割されているものの一つになりますが、赤や緑で色付けされており、これが個別の法律により規制されている地域です。都市計画法なり、先ほどお話がございましたけれども農振法といった法律によるものです。図面を見</p>

	<p>ますと規制が重複しているところやそうでないところもございまして、このように図面にてお示しをしております。</p>
北原会長	<p>よろしいですか。</p>
岡委員	<p>ゾーニングを大きくしているから重複という形で出てくるのですか。例えば一丁目一番地一というところを見ればどちらかに重複しているということはないですね。</p>
事務局	<p>ゾーニングにより、それぞれの地域によりまして、一丁目一番地で区切れる地域もありますし、一丁目一番地の中のより細かく分かれている地域も実際あったりしますので、それぞれの地域によりまして、重複の具合が、三種類の地域であったり、二種類の地域であったり、一種類の地域であるところもございまして。これはそれぞれの地域においてどういう形で規制をかけているかということで、各地域によって異なってきます。したがって、先ほど委員が御質問されたゾーニングの大小とはストレートには繋がってこないものと考えます。</p>
北原会長	<p>よろしいですか。</p>
岡委員	<p>メッシュを細かくすれば重複が避けられるということではなくて、位置決めですね。それぞれその土地の所有者がいますが、その人たちが例えば税金を納めるとかあるいは生活設計の中で、この土地は一体どういうものにあたるという元々の核の部分がありますよね、それを総合して統計上出てくる数字を県は持っていらっしやらないのですか。</p>
北原会長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>図面に落とし込む場合、一筆ごとというような形ではなく、1ha単位という形になってございます。これは国土交通省で定めております運用指針というものによってございまして、実際の基本計画図を見たときについては、確かにかなり粗いものにはなっていますが、それぞれの筆を見ていったときには、ここが都市地域の網が掛かっていますとか、農業地域の網が掛かっていますといった形になってございます。本日はご用意をしておいでございませぬけれども、一筆ごとに見ていった場合、それぞれの規制がこういう形になっているという部分については、当然ながら県の方でも把握しているところです。</p>
北原会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
岡委員	<p>こういう理解でよろしいですか。1haというメッシュで合計すると、この値が出るということですね。</p>

北原会長	事務局、お願いします。
事務局	この土地利用基本計画図は国土利用計画法に定めるものですが、この図面は先ほど申し上げましたとおり、あくまでも1haの単位で実施しているという形になってございます。一方で、個別の規制、例えば都市計画法であれば、土地利用基本計画では都市地域になりますが、これらについては、当然ながら各筆ごとにゾーニングされています。
北原会長	志賀委員、関連して返答をお願いします。
志賀委員	例えば、森林地域は昔から定められているわけですが、当然、自然公園地域、国立公園と重なっているところもあるわけで、さらには自然保全地域とも重なっているということで、1.8倍くらいの数字というのは、森林地域以外にもそういうところがあるところ、また、ないところがあるのだらうと思いますが、森林地域はかなり重なっております。
北原会長	よろしいでしょうか。 単一の法律でのゾーニングは重複してないけれど、いろいろな法律が重なることで重複している地域があるということです。 よろしいですか。 中井委員、お願いします。
中井委員	同じ質問でした。
北原会長	他にいかがでしょうか。池邊委員。
池邊委員	今回の諮問事項とは関係がないというか、今たまたま御質問が出たので、今後の方針についてちょっとお伺いしたいと思います。今、岡委員から御指摘ありましたように、千葉県の場合は、五地域の計が185%ということで、先ほど事務局の方から御説明がありましたように、トリプルあるいはフォースというか、規制の緩い地域が重複しているところが、他の県よりも特に、全国すべてを全部緻密に調べたことはないですが、かなりの重複が多い地域だというふうに調べたときに把握しています。バブルの時期ですとか、土地利用の混乱を来した時期とかはともかくも、今、人口減少ということに向かっていて、県内でもいろいろな形でそれに対する対処とかもしていると思います。そういった中で、今後もこの規制の緩い地域が、私も都市地域と農業地域とか、また森林地域とかはやむを得ないと思うこともかなりありますし、千葉県の場合は今までの地歴から仕方ないという部分もあるのですが、そろそろ安定もしてこういう社会になってきたときに、もう少し、せめてダブルくらいまでに絞るような方向性というのではないのでしょうか。
北原会長	事務局、お願いします。

事務局	<p>今、池邊委員から御指摘いただいた件ですが、今回の案件である土地利用基本計画、また、この上位計画という形で国土利用計画法上は位置付けられておりま千葉県が国土利用計画がございまして。こちらの目標年次が、来年、平成29年を目標年次としているところとございまして。したがって、来年度につきましては当然ながら目標年次を迎えますので、これまでの国土利用計画、土地利用基本計画について、本県は全国で唯一、都道府県の中でモニタリング制度のある県ですので、モニタリングの結果等を踏まえた中で、評価させていただき、次期計画という形になるかとは思いますが、その中で委員の御意見を踏まえ検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
北原会長	<p>よろしいですか。ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 貴重な御質問、御意見をありがとうございました。それではここでお諮りをさせていただきます。 今回、知事から諮問を受けました「千葉県土地利用基本計画の変更案」につきまして、原案どおり承認するというので、知事に答申してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
北原会長	<p>ありがとうございます。異議なしという声をいただきましたので、本計画の変更案を承認し、その旨、知事へ答申することといたします。ありがとうございます。 これで議事の審議は終了になります。 続きまして、その他として、「土地利用基本計画制度のあり方に関する検討状況」について、国土交通省国土政策局総合計画課 福島専門調査官から説明をお願いします。</p>
国土交通省	<p>(国土交通省説明)</p>
北原会長	<p>どうもありがとうございました。 御説明いただきました内容に関して御質問、御意見等ございましたらお願いします。中井委員。</p>
中井委員	<p>今、御説明いただいた件ではなくて、資料3というのがありますけれども、細かいことは今日は止めますけれども、最初の方に出てくる「国土利用計画」という言葉と、それから「土地利用基本計画」というのと、これの関係がちょっとよくわからなかったのですけれども、簡潔にご説明いただけませんか。</p>

北原会長	<p>お願いします。</p>
国土交通省	<p>御質問ありがとうございます。</p> <p>参考2の方に、千葉県に御用意いただいた資料の中で「国土利用計画・土地利用基本計画の体系」という図があるのですが、国土利用計画というの、土地利用基本計画というの、同じ国土利用計画法の中にございます。国土利用計画というのは全国計画がありまして、都道府県計画がありまして、市町村計画があります。土地利用基本計画というのは、その国土利用計画を基本として、その国土利用計画で決めた土地、国土、県土の利用に関する基本方針をそれぞれの土地に落とし込み、具体的にどういう規制や土地利用の誘導を行っていくかということを決めたものでして、言ってみれば国土利用計画の方がマスタープランのマスタープラン、土地利用基本計画がマスタープラン、という形になります。</p>
北原会長	<p>はい。よろしいでしょうか。</p>
中井委員	<p>国土利用計画法という法律もあったと思うのですが、下に来る具体的な法律はないのですか。土地利用基本計画に落とし込むと言っていましたけれども、それがぶら下がっていると考えた方がよろしいのでしょうか。</p>
国土交通省	<p>おっしゃるとおりです。国土利用計画法に国土利用計画と土地利用基本計画が両方定められているのですが、実際に五地域がぶら下がるのは土地利用基本計画の方になります。</p>
中井委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
北原会長	<p>よろしいですか。鈴木委員。</p>
鈴木委員	<p>今、いろいろ御説明を受けたのですが、国土利用計画が昭和49年ですか、一方で、都市計画法が制定されている中で、相対的に国はどのような方向性を持って、いろいろな皆さんの御意見が出ていましたが、都市計画が優先されるのか、森林法が優先されるのか、自然環境を優先するのかということになってきたときに、国交省の中で、どこが一本化して取りまとめていっていただけるのかということが疑問です。今までどおり開発すれば、全国津々浦々、それぞれ地域の特性を活かした中で、土地区画整理事業をはじめ、街づくりをするわけですから、その辺は将来的には国交省の中で、国土審議会等の中でどうやってまとめていくのか。ご存じのとおり国土の平均化利用論から全総計画があって、今まさに道州制という言葉も出てきている中ですから、最終的にはどこか国交省の中できちんとそういう一体化した中で、この法律を作り上げていかなければいけないと思いますから、その辺はどういうお考えなのか。</p>

国土交通省	<p>ありがとうございます。非常に大事な御質問をいただいたかと思いません。今ご指摘いただいたように、今後の道州制の議論等ともありますし、地方分権という流れもありまして、その土地の具体的な構想を描くところであるとか、開発の良い悪いを判断するようなどころというのも、その全体の動きの中で少しずつ変わっていくのではないかと個人的には思っているところですが、一方でやはり国土全体を見るという部署はどこかには必要なのだろうと考えます。結局、人口減少社会というのは、いかに土地を効率的に利用して、例えば産業拠点をどこに持って行って、自然を守るべき地域はどこでということ、国全体で考えるということも必要ですし、一方で都道府県のレベルですとか市町村のレベルで決めていくことも必要だと思うので、まずは全体のグランドデザインを描くところで、国土交通省というのが一つありまして、それぞれの開発については都道府県であったり市町村であったりということになるのかなと思います。</p>
北原会長	<p>はい。鈴木委員。</p>
鈴木委員	<p>言葉ではそういう言葉が出てくるわけですからわかるのですが、現実的に各市町村は都市計画を基に、駅周辺は当然農地等がたくさんある中で用途変更しながら作り上げていかなければならないし、地方主体として将来的にそういう法の整理をしていくのかということなのです。結局そういうふうにならざるを得ないと思うのですね。国が国土のグランドデザインだと言ったって、今までいろいろな計画がありましたけれども、結局地方審議会、都市計画審議会などから出てくる、用途の変更や、駅周辺は宅地化してくれとかそういうことが切実に出てきているわけです。そういう辺りの方向性を国土交通省の中でどういうふうに行っていかけてもらうかという相対的なものをしっかりとした法案作りとして実施していただきたい、これは要望です。</p>
国土交通省	<p>どうもありがとうございます。まさに御指摘いただいたとおり、どこまで、こういう細かいところまで国が入って行くべきなのかどうかというのは、我々としても強く議論しておりまして、やはりそこはメリハリをつけるですとか、また手続きを簡素化するですとかそういった方向が必要だとは考えております。ありがとうございます。</p>
北原会長	<p>はい。どうもありがとうございました。 はい。志賀委員、お願いします。</p>
志賀委員	<p>二つほど、意見というか要望というかを申し上げたいと思うのですが、一つは、このペーパーの中にある2番目の総合調整機能ということに関することなのですが、霞ヶ関なり個別法というのは基本的に縦割りだと思っております。それはなかなか大変だとは思いますが、例えば森林で言うと普通林と制限林というのがあって、制限林という方は許認可が必</p>

	<p>要になってくるのですが、それは林野庁の保安林と環境省の自然公園法に基づく自然公園が、面積的には大きいわけですが、その他に鳥獣保護法であるとか、国交省の砂防法や急傾斜地法、都市計画法による風致地区、文化庁の史跡、名勝、天然記念物であるとか、そういう許認可が地域には下りてくるわけですので、それが市町村であったり都道府県の窓口がまた部署ごとに違っているということで、同じ森林地域でも全体的な森林を地域でどういうふうに管理していくかというのが、非常に統一的に難しいという現状があります。ですから、こちらの総合調整機能で謳われているのとちょっと違う、個別法が県や市町村で円滑に地域主体となって運用できるような仕組みとともに、土地法全体の仕組みの問題があるのかなというふうに思いますので、地域としてはそういうのを一体的に管理したいという想いはあると思うので、それができるような枠組みというのをお考えいただくと、総合調整機能というところで非常にいいのかなというのが第1点目です。</p> <p>それから第2点目は、情報プラットフォーム機能で、これも総合的にはすごく重要なことだと思うのですが、森林で言うと地籍調査、森林境界というのが非常に危機的な状況になっており、それがこういう情報プラットフォーム機能というGIS上で、例えば環境省の国立公園の地種区分と都道府県の森林情報を重ねてもきちんと重ならないという、非常に近代的な国家としては基本的なところからの地味な課題というのがあるのだと思います。それに関しては、国交省の所管でもあると思いますので、ぜひ他の省庁と連携を取りながら、その辺のところもしっかりとやっていくということをお願いできればなと思っています。</p>
北原会長	<p>どうもありがとうございました。2点要望ということですが何かありますか。</p>
国土交通省	<p>大変貴重な御意見ありがとうございます。やはり日本の土地利用規制の縦割りというのは、昔から議論となっているところでして、なかなか我々としても土地利用の総合調整と言っておきながら、実際の規制の許認可等では個別になってしまうという現状もあるのですが、我々の方としても今すぐということにはならないとは思いますが、例えば外国であるような一体的な土地利用の構成なども研究をしているようなところもございます。後は、市町村等のレベルで、市町村独自の土地利用計画を作って、一体的に運用していくというような例も近年出てきているということです。そういった研究も進めていこうと考えております。</p> <p>2点目いただきました情報プラットフォームですが、まさにおっしゃっていただいたとおりで、こうした情報、特にGISの機能を使って情報の集約化を進めていくということも国土交通省としては実施しているところです。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>
北原会長	<p>どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。池邊委員。</p>

池邊委員	<p>今、御説明いただきまして、いろいろ分かりましたけれども、基本的に先ほどお話のあった土地利用のマスタープラン的な機能が一応、役割を一定は果たしてきたということで、大きな転換点であるというようなことが書かれているのですけれども、基本的には国土庁の時代に始まって、先ほどのマトリックスなんかはほとんど各県で変わった試しがほぼないです。先ほど御説明いただいた点については、土地利用の条例等を個別に定めているところ、土地利用調整計画が盛んな頃に立てられた宇都宮市だとか下田市、穂高とか兵庫県の事例、名張市などは総合計画に土地利用計画が位置づけられています、そういった意味で20年くらいかけて実施してきたところはあるけれども、そうではないところにおいてはそういうところについていないということが実態だと思っています。そういう中で先ほど海外のようにというようなお話があり、今回はこの中間とりまとめということなのですが、今後、今までの土地利用基本計画はマスタープランと言っても基本的には個別法の追認という形での計画図です。今後、少し以前に小泉内閣下でなくなってしまったような、要するに土地利用調整計画のようなものをもう少し土地利用の制度として、先ほどのコウノトリは佐渡とか豊岡とかもそういう事例なのかもしれないですけれども、そういう方向性を目指すような方向に最後に行こうとしているのかどうなのか。それがはっきりとしないとこの土地利用調整会議のようなものがあったとしても、国レベルでは国土政策局が考えてくださっているのですけれども、県、そして市町村と降りていくにしたがって個別法の世界でしかできませんので、その辺の調整を考えるような機関とか、そういうふうに土地利用調整に関わるような制度的なことを考えていらっしゃるのかどうか、その辺につきましてお伺いさせていただきます。</p>
北原会長	<p>お願いいたします。</p>
国土交通省	<p>はい。ありがとうございます。今すぐにその制度を変えていこうかというよりも、まずは運用でもっと具体的にできないかというようなことを考えている状況ではあるのですけれども、まさに今貴重な御指摘をいただいたと思いますので、今後検討させていただければと思います。ありがとうございます。</p>
北原会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは福島専門調査官、本当に貴重なお話ありがとうございました。また、委員の皆様からも大変有意義な御意見、御要望等をいただきましたので、ぜひまた国土交通省にお持ち帰りいただいて、今後の検討に活かしていただければと思います。よろしくお願いいたします。それでは、これでその他事項も終わりましたので、これをもちまして終了させていただきます。委員の皆さん御協力ありがとうございました。</p> <p>長時間にわたりまして、御審議ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しします。</p>

司 会	<p>長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。 それでは、以上を持ちまして、平成28年度第1回千葉県国土利用計画地方審議会を閉会いたします。御出席いただきましてありがとうございました。</p>
-----	--